

火薬庫に係る補償事例
Report No. 9-1

作成者	K. N
作成日	1987.3

概要

本件は、某市で産業用火薬・爆薬・銃砲などの販売を行っている店舗が、市街地背後の山中に所有している30t火薬庫に係わる事例である。すなわち、この火薬庫に接近して高速自動車道の隧道建設が計画され、火薬庫自体は直接支障ないが、「法」に基づく設置基準に抵触することから、移転対象としてとらえなければならないかというものである。

「火薬類の取締法」について

火薬類の取り扱いに関しては、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保する目的から「火薬類取締法」—以下「法」という—の規制を厳しく受ける。そして、火薬類を「貯蔵」する火薬庫の設置にあたっては「法」によりその「技術上の基準」が明示されており、この「法」適合のもとにおいて、都道府県知事の許可が与えられる。

更に、「火薬庫」を永続使用していくには、常に「法」との適合性を保持する義務を負い、万一、その維持が図れなくなった場合、施設の「改善命令」を受けることになる。

この「法」に規定されている「火薬庫設置にあたっての技術上の基準」は概略次の要件が根幹的内容となっている。

- ① 不慮の爆発に際しての危害を考え、あらかじめ付近の物件に対して安全な離隔距離＝保安距離を保有せしめること。
- ② 火薬庫本体に関する位置・構造及び設備に関する基準に適合していること。

本案件の問題点について

このような「法」の規定から、第4種保安物件とされている高速道路が、当該火薬庫の保安距離内に建設されることにより、現状において、辛うじて各種保安物件との離隔距離が確保されている当該火薬庫にとって、その距離内に新たな保安物件が出現することとなる。

種 類	保安距離	保 安 物 件
第 1 種 保安物件	500m	国宝建築物，市街地の家屋，学校，保育所，病院，劇場，競馬場，社寺及び教会
第 2 種 保安物件	440m	村落の家屋，公園
第 3 種 保安物件	250m	第1・2種類以外の家屋，鉄道，軌道，石油タンク， ガスタンク，発電所，変電所，工場
第 4 種 保安物件	160m	国道，県道，高圧電線，火薬類取扱所，火気の取扱所

(保安距離 = 「規則」23条1項の表より)

その結果当該施設は「法」に対する非適合施設として「改善命令」を受ける対象となる。

なお、各保安物件との離隔距離は上表の通りである。

(補償の必要性)

当該銃砲店は、火薬庫設置に関する「法」を熟知し、その恒久的安定を保つため、保安物件の現出を防ぎ排除する目的で周辺の山村を約115,000㎡と相当広範囲にわたって土地取得している。

本件道路の隧道は、この土地中央部を通過する。

この状態は、火薬庫自体が直接支障するものではないが、間接的に「法」との適合性に問題があり、その結果、当該火薬庫は、そのままでは火薬庫としての機能を果たせなくなり当該所有者は営業上大きな損害を被ることとなる。

このようなことから、本件は自己を守る必要性から所有している山林の一部地下を起業者が土地使用することによって火薬庫機能の喪失という損害を生じさせたものであるから、広義において「収用損失」に該当する案件として補償対象ととらえねばならないと考えられる。換言すれば、本件は、施設の物理的障害に基づく損失発生ではなく、法規制上の障害に基づく損失発生ととらえられるものである。

具体的な補償方法

本件補償算定にあたっては、「法」により火薬庫周囲の土堤高を火薬庫の屋頂高×5/4に改造すれば、当該道路との保安距離が160mから120mに短縮されるという構造基準を適用し、所有地内でこの距離が保てる位置を選定することにより、一種の構内改造工法的な考え方により施設の移転補償金を算定した。

終わりに

「火薬庫」は、単に貯蔵機能を有するだけではその永続使用を図るうえにおいて、非常に不安定である。従って、その安定性を保つためには、保安距離内に現出する恐れのある保安物件を排除する何かの方策（土地所有または地上権・賃借権等の設定）を講じておくことが是非必要となる。かかる意味において、火薬庫というものは、それを守るべく所有（または賃借）されている土地を、単なる土地として見るのではなく、完全に火薬庫と一体となった施設として位置づけ、認識しなければならないものである。

一方、本件の場合、自己所有地内で生じた損失発生であるから「収用損失」により補償対応したが、もし自己所有地外で同様な法規制上の障害が生じた場合、補償上「事業損失」の対象としてとらえることが可能なかどうか。

更に、保安距離のとらえ方が所轄官庁（通産省）において単に水平距離としてとらえられているが、本件の様な隧道でも平面的な距離基準を直ちに採用してよいのかどうか「法」規則第32条「危険のおそれのない場合の特則」条項と照らして種々考えさせられた事例である。